

## 有害物質を用いた動物実験に関するガイドライン

令和 4年 2月 4日  
熊本大学動物実験委員会

### (目的)

1 このガイドラインは、国立大学法人熊本大学の有害物質を用いた動物実験(以下「有害物質使用実験」という。)において、実験従事者、他者及び目的外動物への危険防止、並びに環境汚染防止のために必要な事項を定める。

### (定義)

2 本ガイドラインにおける有害物質とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- (1) 国際がん研究機関 (IARC) において、発がん性リスクがグループ 1 (ヒトに対して発がん性がある)、グループ 2 A (ヒトに対しておそらく発がん性がある)、グループ 2 B (ヒトに対する発がん性があるかもしれない) とする物質
- (2) 有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)で規制されている物質
- (3) 特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)で規制されている物質
- (4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)で規制されている物質

### (有害物質使用の明記)

3 有害物質使用実験を行おうとする者は、動物実験委員会が定める動物実験計画書に有害物質使用に関する必要事項を記入し、審査を受けなければならない。

### (審査)

4 動物実験委員会は、動物実験計画書に記入された有害物質使用実験について審査し、この場合において、動物実験委員会が必要と認めたときは、有害物質に関する専門家の意見を聴取することができる。

### (有害物質使用実験の実施)

5 実験従事者は、予め取り扱う動物及び有害物質の取扱いについて習熟していなければならない。

6 有害物質使用実験は、人や動物への危険防止、環境汚染防止が考慮された適正な動物実験室・動物実験施設において行わなければならない。

7 実験従事者は、有害物質を取扱う場合及び当該物質を投与された動物を処置する場合において、適切な暴露防止策並びに汚染防止策を講じなければならない。

8 有害物質を用いた実験動物の飼育において、当該物質を体外に排泄する危険性がある期間は、適切な汚染防止策を講じなければならない。

9 有害物質に汚染されたケージや床敷等は回収し、適切に処理しなければならない。

### (報告)

10 有害物質使用実験を行う者は、当該動物実験室・動物実験施設の管理に異常があると認めたときは、速やかに実験室管理責任者又は実験動物管理者並びに動物実験委員会に報告しなければならない。

(実験の中止等)

11 不適切な有害物質使用実験が実施されている場合は、動物実験委員会の判断により当該実験の中止その他の措置を講ずることができる。

(雑則)

12 このガイドラインに定めるもののほか、有害物質使用実験に関し必要な事項は、動物実験委員会が別に定めることができる。

附 則

このガイドラインは、令和4年2月4日から施行する。